

令和4年度事業報告

[事業関係]

継続事業1

税知識の普及、納税意識の高揚、税制並びに税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

①税務の普及、納税意識の高揚を目的とする事業

- ◎ホームページ、広報紙における税情報の発信
ホームページ、広報紙3回発行（7・1・3月）において国税庁・タックスアンサー（国税庁のホームページ等リンク先を記載）等、税に関する情報や単位会活動状況を発信。
- ◎税を考える週間新聞紙上広告の実施
11月11日（金）福島民友（全法連版下）
〃 11月 1日（火）福島民報・福島民友（共催広告）

②税制及び税務に対する調査研究並びに提言に関する事業

件名	日時	場所	出席者・議題等
第16回全国女性フォーラム「静岡大会」	4. 4. 14 (木)	静岡市 ツインメッセ静岡	飛木女連協会会長 外県内参加者 31名
第38回法人会全国大会「千葉大会」	4. 10. 13 (木)	千葉市 幕張メッセ	唐橋会長 外県内参加者 20名
第36回全国青年の集い「沖縄大会」	4. 11. 25 (金)	沖縄市 沖縄アリーナ	神谷青連協会会長 外県内参加者 32名
令和4年度税に関する絵はがきコンクール審査会	4. 11. 21 (月)	福島市 クレークリアンテサンパレス	各単位会代表、福島大学特任教授1名、福島税務署2名 応募数:県内200校より4,625枚
令和4年度税制提言活動(内堀知事・渡辺議会議員)	4. 11. 30 (水)	福島市 福島県庁	齋藤副会長 外出席者 1名
全法連 令和5年税制セミナー	5. 2. 14 (火)	WEB参加	「令和5年度税制改正について」 「今後の税・社会保障のあり方について」 遠藤副会長（税制委員長）

◎税制要望意見取りまとめ

第一 法人税について

先行き不透明な環境の中にある中小法人に活力をつけ、国際競争力にも対応できる税制として、次のことを要望する。

1. 中小法人の軽減税率の適用所得の拡大

日本の経済再建と内需拡大のためには、多数の従業員を雇用している中小企業の活性化が必要である。軽減税率を長期化することにより中小企業の体力が強化されて、より一層活性化が図られる。中小企業の軽減税率の適用所得金額を2,000万円（現行800万円）に引き上げ、又、中小企業に対する軽減税率の時限的引き下げは、19%（時限的には15%）から10%に引き下げて継続すること。中小企業の活性化に資するため、中小法人等の軽減税率（15%）を時限措置ではなく、長期的な制度とすべきである。

2. 定期同額給与の見直しについて

定時株主総会で増額改定があった場合、期首に遡及して一括支給する金額の損金算入を認めること。形式的には、臨時の給与であるが、定額の役員報酬として取り扱うのが当然である。従前もこの一括支給の損金算入が認められている。現行制度は、余りにも実務とかけ離れ過ぎていて、特に中小企業においては、財務を中心に経営面での支障が生じている。要件を緩和し、原則として期中の増減額についても取締役会の決議により変更を可能にすべきである。

3. 欠損金の繰戻しによる還付について

欠損金の繰戻しによる還付の還付所得事業年度を欠損事業年度の開始の日前2年以内に開始した事業年度とすること。中小企業は大企業に比べ経営基盤が脆弱で、また年度ごとの損益の変動が大きい。現行は1年以内であるが、多額の欠損が生じたときには、1事業年度分の利益では賅いきれないことがある。特に新型コロナウイルス感染症拡大の状況下、極めて厳しい経営状況にある法人が少なくない。繰戻し出来る事業年度を3事業年度として、経営の安定を支援することが必要である。

4. 退職給付引当金、賞与引当金制度の復活

労働協約や就業規則等で退職金や賞与の支給について定められている場合には、退職給付引当金や賞与引当金の繰入について、損金算入を認めるべきである。中小法人の健全な会計慣行を尊重し、かつ会計と税務の乖離をなくすため、この制度の復活が必要である。

5. 大企業中心の優遇税制の見直しについて

ここ数年の法人税率の引き下げや租税特別措置法による新たな特別償却・税額控除の創設は、大企業中心の優遇税制を加速させている。景気対策の税制を利用せず、租税の本来の趣旨に合わせた税制に変えていくべきである。

6. 中小企業経営強化税制等について

中小企業経営強化税制等において他省庁の確認等の要件を付与しないこと。適用を受けるためには必要な時期に取得できず、また過重な事務負担が生じることになる。そのため制度の適用をあきらめる例が少なくない。事前届け出を設ける必要はないと思われる。これを廃止し使いやすい制度にすべきである。

7. 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除

適用期間が令和5年3月31日までとなっているので、更に3年程度延長する。実務において、活用頻度の高い特例であり、個人所得に寄与するため継続すべきである。

8. 法人が所有する株式に係る受取配当金等の全額益金不算入

完全子会社株式等及び関連法人株式等に係る受取配当金については、全額が益金不算入であるが、それ以外の株式等については50%、被支配目的株式等については20%の益金不算入割合とされているが、二重課税排除の観点から100%の益金不算入割合とすべきである。

9. 適正額の役員報酬の支給について

適正額の役員報酬の支給に対し、定額月払いのみとせず各月の支給額は法人の任意とする。社会情勢・経営環境が変化してきており、業績連動型の報酬制度が採用されてきている。15年4月の改正商法では具体的な算定方法を株主総会で議決すれば役員報酬の一部を業績連動型に切り替えられる。それ程時代は変わってきている。

10. 法人税の延納制度の復活

金融状況は厳しく、中小企業の資金調達力は弱い。所得税には延納制度があり、取扱いを揃えるべきである。

第二 所得税について

現在、我が国の所得税の課税最低ラインはかなり高くなっている。これは子供の養育・教育に多額の負担がかかることもありやむを得ない面もある。しかし、所得税は基幹税であり広く薄く負担を求める工夫も必要である。

1. 不動産所得にての損益通算制度の制限の廃止

不動産の所得計算において、土地等の所得に係る支払利息は場合によっては必要経費に算入されず、結果として損益通算が認められない。地価上昇時の抑制処置が地価下落時まで続いている。

2. 各種所得控除につき所得税と地方税控除額との金額の統一

地方税の税率が10%と固定されている。基礎控除・配偶者控除・障害者控除・寡婦控除等すべての控除が、所得税に比較して少ない金額になっており、地方税の税額負担を軽減すべきである。

3. 年少扶養親族に対する扶養控除制度の復活

当初、子ども手当制度の導入とセットで廃止となり、実質負担は変わらないことを前提に改正されたはずだが、現状は全く異なる結果となっている。少子化対策の一つとして早急に復活させるべきである。

4. 医療費控除の拡充

最近の医療の進歩、高齢化及び難病に対する治療行為により医療費が増大している。自宅介護・介護施設費用のゆるやかな適用範囲の拡大と共に、増加している医療費に対応するため、控除額を200万円から300万円に拡充する。

5. 財産債務調書の提出制度の廃止

昭和47年以降は所得2,000万円以上の場合に財産債務調書の提出を求められる。しかし、制度が完全定着しているとはいえ、IT時代であり必要な資料は集めやすいと思われる。行政事務の簡素化から廃止すべきである。

6. 分離長期譲渡所得の特別控除の復活

16年度の改正により廃止されたが、特別控除額を100万円にして復活すべきである。これにより不動産の売買が活性化し、経済活動に好影響を与えると思われる。土地建物の流通を促進するため、また、近年問題となっている空き家対策にも効果がある。

7. 復興特別所得税の適用期間の短縮

令和19年分までの25年間にわたる付加はあまりにも長過ぎる。復興特別法人税は3年間で終了するが、その後の法人での復興特別所得税に関する申告手続きも事務負担の増加となる。

8. 所得税について給付付税額控除制度を取り入れるべき

格差は正や所得再分配機能の観点から、所得税について給付付税額控除制度を取り入れるべきである。世界的な経済不況の中で、格差対策は日本においても重要な課題である。納税額の少ない低所得者層には「給付付き」で支援が可能になる。

9. 公的年金等に対する課税負担の軽減

公的年金は雑所得とされ、ある程度の軽減措置があるとはいえ、原則的には課税の対象となっている。公的年金等は生活の支えとなるだけでなく、少子高齢化の老後世代にとっては生活基盤となるものであり健康的で自立する生活を全うするためにも課税は軽減されるべきである。

10. 医療費控除の拡充

最近、病気の予防に重点を置いていることから、例えばインフルエンザの予防接種、人間ドック費用も認めるべきである。

11. 雑損控除等の控除順序の見直し

東日本大震災により多くの納税者が雑損控除の適用を受け、翌年以降も雑損失の繰越控除の適用を受けたが、現行では他の所得控除が全く使えないケースがあり、被災した納税者の救済機能を果たしていない。よって、雑損控除は他の所得控除後に控除すべきであり、雑損失の繰越控除は所得控除後に適用させるべきである。

第三 相続税について

地価の下落等により相続財産の評価も落ち着いている。しかし、中小法人は相続に於いて苦労している例も多いので、一層の配慮を求める。

1. 納税免除制度の創設

事業承継税制は大幅な改正があったが、さらなる後継者に不安を与えず、継続的な企業発展維持のために完全な納税免除制度を創設して欲しい。中小企業こそが地方の経済と雇用を守る要であり、その維持継続に不安がないようにして欲しい。

2. 相続税額の2割加算制度の廃止

民法改正により、相続税以外の親族が非相続人の療養看護を行った場合、一定の要件のもとで相続人に金銭の支払いを請求することができる権利「特別寄与料の支払い請求権」が創設された。この特別寄与者にも2割加算は適用されるので、簡素化のためにも廃止を要望する。

3. 新事業承継税制について

中小企業の経営は不安定であり、後継者が安定的に事業を引き継ぐためには、より円滑な事業承継を可能にし、不合理な廃業を防ぐ必要があるため、今般の特例事業承継税制を恒久的な措置とすべきである。

第四 間接税について

歳出改革によっても対応しきれない負担増に対する安定的財源として、消費税が重視される。

1. 印紙税の廃止について

近年、取引形態の変化により契約書等が電子化され、紙に対して課税される印紙税は意味がなくなってきた。また、この4月に税務申告書関係の認印の押印が必要なくなり、印紙を貼付して消印を認印で押すことが必要とされる行為は廃止すべきである。子文書並びに国内文書と国外文書との間で課税の公平性にも問題がある。

2. 消費税単一税率と弱者救済の為の制度の創設

弱者の為の救済制度を創設し、消費税は単一とすべき。例えば零細事業者のための基礎税額控除と低所得者層へは給付金支給制度を創設。

3. 消費税の届出書の提出期限の改善

消費税に於いて届出書提出の有無が納税額に直結し、多大な影響がある。「簡易課税制度の選択・選択不適用に関する届出書」及び「課税事業者の選択・選択不適用に関する届出書」の提出期限が現在は、課税期間の開始日の前日までとなっている。しかし、その提出の判断には慎重を要するため、中小法人は苦慮している。よって、届出書の提出期限は、その適用を受けようとする課税期間の確定申告期限までとすべきである。

4. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止

令和5年10月から導入が決定した適格請求書等保存方式は、事業者の事務負担が過重になり、また、課税売上高1,000万円未満の免税事業者の取引上の不利益が想定されるため、廃止すべきである。（もし導入するのであれば適格請求書等発行事業者を選択制とするのではなく、全事業者を対象とすべきである。）

5. 自動車重量税の廃止

自動車税は消費者の経済・社会活動を支える生活必需品であるが、取得段階で自動車取得税、保有段階で自動車重量税の他に自動車税が課せられており、自動車ユーザーに対し過大な負担を強いる。移動手段を車に依存せざるをえず複数台を保有する場合は多い地方ほど負担が重く不合理・不公平な自動車重量税は廃止すべきである。

第五 地方税について

現在、地方分権による地方税重視の方向に進んでいる。そのためにも適正な地方税の課税態勢が重要である。

1. 事業所税の廃止

事業所税は人口30万人以上の都市に都市環境の整備を目的とし創設された。しかし、固定資産税との重複課税の面があり、人口密度も全く考慮せず、都市環境も不十分な自治体への課税は税の創設の主旨、目的にも沿わない。さらに企業誘致や雇用確保の妨げとなり、特に東北被災県においては復興の遅れにも繋がりがかねない。

2. 建物の評価に対する減価償却制度の準用

現在は、再調達価格を基準としており、建物の減価が考慮されず、適正な時価を反映していない。現実の建物売却価格はその固定資産評価額に満たない場合が多い。所有者の保有・維持コストの軽減をすべきである。

<個別事項>

法人税関係

1. 法人税及び消費税の口座振替納付制度の創設

IT時代、電子納税を推進している時なのに、所得税で行われている口座振替制度が法人税にないのはおかしい。事務負担も少なくなり滞納税額も減少するはずなので、法人税等の口座振替納付制度を創設すべきである。

2. 特定非営利活動法人に対する寄附金の促進

NPO法人が徐々に活動してきているが、資金調達に苦しんでいる。最近、配慮はされているが、更に寄附金の限度額の計算をゆるやかにすることで、企業サイドも資金提供がしやすくなり、社会の弱者救済の一助となる。

3. 経営が悪化した場合の役員給与の減額について

経営が悪化して、年度の中途から役員給与を減額せざるを得ない場合がある。「著しく悪化」を条件としないで、会社の判断によりこの減額を認めるべきである。

4. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入

消費の拡大、経理処理・管理業務を簡素化するため、少額資産の損金算入限度額を10万円から50万円に引き上げる。

5. 更生手続き開始の申し立て等の貸倒引当金繰入限度額

更生手続き開始の申し立て等があった場合の貸倒引当金の繰入限度額を、個別評価金銭債権の

額の50%から90%程度に引き上げるべきである。債務者につき更生手続き開始の申し立て等の法的手続きが進められた場合は、最終配当率が極めて低い状態を踏まえ、不良債権処理の促進という観点からも、繰入率を見直すべきである。

所得税関係

1. 源泉所得税の納期限

源泉所得税の納期限は原則として翌月10日までとされている。人手の少ない中小企業にとって源泉徴収事務は過重な事務負担となっている。この事務負担を軽減するため源泉所得税の納期限を翌月末日とすべきである。

2. 扶養控除「生計を一にする」の要件を明確にする

別居を常況としていても、老親の居宅の維持修繕、食事洗濯等の家事など様々な支援により、生計を維持しているケースも多い。金銭のみならず、労務の提供も含め、扶養控除の判定要件を明確にすべきである。

相続税関係

1. 小規模宅地の特例制度

小規模宅地の評価減適用面積は、730㎡までとなっている。地価の高い都会では大きな評価減の恩恵があるが、地価の低い地方では評価減の恩恵が少ない。この不公平感を是正する為にも、ある程度の適用金額ラインの設定が必要であり、適用面積（1,000㎡）と適用金額（3,000万円）の選択制とすべきである。

2. 中小企業の事業継続支援

中小零細企業の事業継続支援の観点から、相続税を軽減させるために、イギリス等の諸外国のように基本的に事業用財産や同族会社の株式に関しては非課税財産とすべきである。

間接税関係

1. 消費税の諸届出等、簡易課税の選択等の簡素化

突発的な事由により臨時的な出費を強いられる場合（漁船のエンジン交換など）還付を受けることが出来ないなど不公平である。

（イ）免税点を超えれば課税、以下であれば納税義務が生じないという簡易で理解しやすい制度にすべきである。

（ロ）本則課税、簡易課税の選択は当該課税期間内申告時の選択方式とすべきである。

地方税関係

1. 法人事業税、法人住民税の申告納付の一元化

二以上の地方自治体に事務所または事業所を有する法人の法人事業税・住民税の申告納税は、本店所在地において一括して行うことができるようにすべきである。

2. 特別徴収の市町村県民税（個人住民税）

納入先市区町村が複数ある場合の市町村県民税の特別徴収については、特別徴収義務者の事務の簡素化を図るため、県が一括して納付させるように一本化するべき。

3. 復興特区法等の緩和

復興特区法40条の適用要件を緩和して中小企業が活用しやすいように改正する。復興特例法の適用を受けるためには、様々な要件をクリアしなければならないので、被災地の復旧・復興を迅速に達成するために特に全県業種に適用されるなど適用要件の大幅な緩和が望まれる。範囲が広がったところであるが、更に対象地域の制限を無くし福島県全域を復興産業集積区域とし、この制度の利用促進を図るべきである。

令和5年度税制改正に関するアンケート

令和4年度税制改正では、成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置が抜本的に強化されるとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置が講じられました。また、カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等が見直されました。加えて、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から所要の措置が講じられました（令和4年度税制改正大綱より）。

こうした状況を踏まえ、令和5年度税制改正に関する提言取りまとめ検討の一助として、会員の意向を把握するためにアンケート調査を実施いたしました。

問1 法人税／法人税率

昨年10月、OECD加盟国を含む136カ国・地域は、法人税の国際的な最低税率を15%に設定することで合意し、長年にわたり各国で続いてきた法人税の引下げ競争に歯止めがかかることとなりました。

一方、イギリスではコロナ禍で悪化した財政状況を受け、財政健全化に向けて法人税率19%を最高25%に引上げる、またアメリカでは経済再生のための財源として、法人税率を28%（現行21%）に引上げる動きがあります。今後の日本の法人税率（23.2%）のあり方についてどう考えますか。

- ①法人税率を引下げる ②現行水準で良い ③法人税率を引上げる
④わからない ⑤その他

		1	2	3	4	5	合計
全法連	回答数	3,969	5,887	1,003	789	135	11,783
	構成比	33.7%	50.0%	8.5%	6.7%	1.1%	100.0%
福島県連	回答数	256	372	55	82	13	778
	構成比	32.9%	47.8%	7.1%	10.5%	1.7%	100.0%

問2 中小企業向け税制

令和5年度税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制で特に重視すべき点について、以下より2つ以内で選んで下さい。

- ①法人税の軽減税率の特例（15%）の本則化等
②設備投資・研究開発を促進する税制の拡充
③雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充 ④役員給与の損金算入の拡充
⑤交際費課税の損金算入枠の拡大 ⑥欠損金の繰戻還付制度の拡充
⑦その他

		1	2	3	4	5	6	7	合計
全法連	回答数	5,136	4,544	5,075	2,672	1,485	2,036	259	11,824
	回答率	43.4%	38.4%	42.9%	22.6%	12.6%	17.2%	2.2%	-
福島県連	回答数	376	247	330	163	78	131	26	782
	回答率	48.1%	31.6%	42.2%	20.8%	10.0%	16.8%	3.3%	-

※回答率は、回答数を集計枚数（11,824枚）で除した数字である。

問3 法人関係／企業の賃上げ

令和4年度税制改正では、「成長と分配の好循環」の実現に向けて、積極的な賃上げ等を促すための税制措置が講じられました。例えば、中小企業における所得拡大促進税制では、一定以上の賃上げ（雇用者給与等支給額が前年度比1.5%以上）等を行った場合、給与等支給増加額の最大40%を税額控除できる措置に拡充されました。また、政府が実施する物品調達や公共工事などの入札では、賃上げを行う企業を優遇する制度も検討されています。あなたの会社では今年の賃上げについてどう対応しますか。

- ①税制が見直されたことを踏まえ、賃上げを考えている
②税制の見直しにかかわらず賃上げする ③税制が見直されても賃上げはしない
④その他

		1	2	3	4	合 計
全法連	回答数	2,938	4,694	2,585	1,552	11,769
	構成比	25.0%	39.9%	22.0%	13.2%	100.0%
福島 県連	回答数	213	285	157	124	779
	構成比	27.3%	36.6%	20.2%	15.9%	100.0%

問4 事業承継／納税猶予制度

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置（令和9年12月末日まで）として、相続税・贈与税の納税猶予制度の抜本的な拡充（全株式を対象に納税猶予割合が100%）が行われました。本特例制度を適用するためには、令和6年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要がありますが、あなたの会社の事業承継の状況についてお聞かせください。

- ①特例承継計画を提出した ②これから特例承継計画を提出する予定である
 ③本特例制度を適用しないで事業承継を行う ④当面、事業承継を行う予定はない
 ⑤事業を承継しない ⑥その他

		1	2	3	4	5	6	合 計
全法連	回答数	370	1,618	2,462	5,063	830	1,418	11,761
	構成比	3.1%	13.8%	20.9%	43.0%	7.1%	12.1%	100.0%
福島 県連	回答数	22	90	129	367	61	108	777
	構成比	2.8%	11.6%	16.6%	47.2%	7.9%	13.9%	100.0%

問5 事業承継／事業承継税制

政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じています。これまでの改正を踏まえて、事業承継税制について特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

- ①これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する
 ②相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める
 ③納税猶予制度の特例措置の更なる拡充や適用期限の延長を求める
 ④欧州主要国のように、事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める ⑤その他

		1	2	3	4	5	合 計
全法連	回答数	1,492	5,701	3,457	6,124	956	11,824
	回答率	12.6%	48.2%	29.2%	51.8%	8.1%	-
福島 県連	回答数	131	332	212	366	94	782
	回答率	16.8%	42.5%	27.1%	46.8%	12.0%	-

※回答率は、回答数を集計枚数（11,824枚）で除した数字である。

問6 消費税／インボイス制度①

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。同制度は、免税事業者（課税売上高1,000万円以下）からの仕入れについては、仕入税額控除ができなくなることや、事務負担の増加などの問題が指摘されています。インボイス制度が導入されることについて、どう考えますか。

- ①導入には賛成である ②導入には反対である ③わからない ④その他

		1	2	3	4	合 計
全法連	回答数	3,102	4,765	3,479	393	11,739
	構成比	26.4%	40.6%	29.6%	3.3%	100.0%
福島 県連	回答数	163	282	292	38	775
	構成比	21.0%	36.4%	37.7%	4.9%	100.0%

問7 消費税／インボイス制度②

インボイス制度の導入に向け、昨年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請が始まりました。あなたの会社における登録申請予定をお聞かせください。

- ①課税事業者であり、登録申請をする（又は登録申請した）
 ②免税事業者ではあるが、課税事業者となって登録申請をする（又は登録申請した）
 ③免税事業者であるが、登録申請をするか検討中である
 ④登録申請をする予定はない ⑤その他

		1	2	3	4	5	合 計
全法連	回答数	8,281	262	740	1,460	968	11,711
	構成比	70.7%	2.2%	6.3%	12.5%	8.3%	100.0%
福島 県連	回答数	504	10	55	136	69	774
	構成比	65.1%	1.3%	7.1%	17.6%	8.9%	100.0%

問8 消費税／インボイス制度③

課税事業者の方（現在は免税事業者ではあるが、課税事業者となる予定の方も含む）にお聞きします。インボイス制度導入後の免税事業者との取引についてお考えをお聞かせください（免税事業者の方は、空欄のままで結構です）。

- ①これまでと変わりなく取引を行う ②課税事業者にならないければ取引は難しい
 ③6年間の経過措置が終了するまでは取引を行うがその後については検討していない
 ④取引をするかしないかについて検討していない ⑤その他

		1	2	3	4	5	合 計
全法連	回答数	4,797	1,526	2,176	2,074	677	11,250
	構成比	42.6%	13.6%	19.3%	18.4%	6.0%	100.0%
福島 県連	回答数	348	87	99	150	53	737
	構成比	47.2%	11.8%	13.4%	20.4%	7.2%	100.0%

問9 金融所得課税

政府は、一般投資家に配慮しつつ、市場への影響等も踏まえながら、金融所得（配当金、利子、株式譲渡益など）に対する課税のあり方について検討することとしています。金融所得課税を見直すことについて、どう考えますか。

- ①金融所得への課税を強化する ②現状のままでよい
 ③金融所得への課税を軽減する ④わからない ⑤その他

		1	2	3	4	5	合 計
全法連	回答数	1,972	4,285	3,634	1,709	159	11,759
	構成比	16.8%	36.4%	30.9%	14.5%	1.4%	100.0%
福島 県連	回答数	92	255	222	192	16	777
	構成比	11.8%	32.8%	28.6%	24.7%	2.1%	100.0%

問10 地方税／固定資産税

地方の自主財源として大きなウェイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われていています。その一方で、負担感の高まりなどから抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税を見直すとした場合、特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

- ①商業地等の宅地の評価方法を見直す ②家屋の評価方法を見直す
 ③償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す
 ④免税点を大幅に引き上げる ⑤わからない ⑥その他

		1	2	3	4	5	6	合 計
全法連	回答数	3,864	4,103	6,634	1,900	1,298	301	11,824
	回答率	32.7%	34.7%	56.1%	16.1%	11.0%	2.5%	-
福島 県連	回答数	209	258	433	112	112	32	782
	回答率	26.7%	33.0%	55.4%	14.3%	14.3%	4.1%	-

※回答率は、回答数を集計枚数（11,824枚）で除した数字である。

問11 マイナンバーカード

政府は、マイナンバーカードを新規に取得した方、健康保険証としての利用申込みを行った方、公金受取口座の登録を行った方にマイナポイントを付与するなどのカード普及策を行っています。この普及策についての考えをお聞かせください。

- ① マイナンバーカードを取得し(取得しており)、健康保険証のみ利用申込みする
- ② マイナンバーカードを取得し(取得しており)、公金受取口座のみ登録する
- ③ マイナンバーカードを取得し(取得しており)、健康保険証と公金受取口座の登録だけを行う
- ④ マイナンバーカードを取得し(取得しており)、上記①～③以外にも各種登録を行う
- ⑤ マイナンバーカードは取得する(取得している)が、各種登録は行わない
- ⑥ 普及策にかかわらず、マイナンバーカードは取得しない

		1	2	3	4	5	6	合計
全法連	回答数	2,019	370	1,468	3,071	3,168	1,574	11,670
	構成比	17.3%	3.2%	12.6%	26.3%	27.1%	13.5%	100.0%
福島県連	回答数	113	20	92	161	252	137	775
	構成比	14.6%	2.6%	11.9%	20.8%	32.5%	17.7%	100.0%

問12 財政健全化

我が国の財政は国と地方の長期債務残高が1,200兆円を超し、先進国の中でも突出して悪化しています。さらに、2022年より団塊の世代が後期高齢者に入ることから、今後、医療と介護の給付費が急増することが見込まれています。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。将来世代への負担の先送りを回避するため、財政健全化をどう進めるべきだと考えますか。

- ① 歳出の削減と負担増の両方で対応する
- ② 税の自然増収と歳出削減で対応する
- ③ 歳出削減を中心に対応する
- ④ 負担増を中心に対応する
- ⑤ わからない
- ⑥ その他

		1	2	3	4	5	6	合計
全法連	回答数	4,189	2,083	3,339	411	1,093	572	11,687
	構成比	35.8%	17.8%	28.6%	3.5%	9.4%	4.9%	100.0%
福島県連	回答数	257	128	208	38	104	36	771
	構成比	33.3%	16.6%	27.0%	4.9%	13.5%	4.7%	100.0%

問13 社会保障制度

令和4年には団塊の世代が75歳以上の高齢者になり始めるなど、社会保障給付費の急増が見込まれています。政府は、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、少しでも多くの人に「支える側」に回ってもらうことや、能力に応じた負担を求めることとしています。社会保障の給付と負担のバランスについてどう考えますか。

- ① 給付水準を大幅に引下げ、負担も減らす
- ② 給付水準をある程度下げて、現行の負担を維持する
- ③ 現行の給付水準を保つため、ある程度の負担の増加はやむを得ない
- ④ 給付水準をさらに拡充させ、大幅な負担の増加もやむを得ない
- ⑤ わからない
- ⑥ その他

		1	2	3	4	5	6	合計
全法連	回答数	1,534	4,280	4,161	355	829	563	11,722
	構成比	13.1%	36.5%	35.5%	3.0%	7.1%	4.8%	100.0%
福島県連	回答数	90	256	289	20	74	44	773
	構成比	11.6%	33.1%	37.4%	2.6%	9.6%	5.7%	100.0%

継続事業 2

地域企業の健全な発展に資し、地域社会への貢献並びに法人会が行う税を巡る諸環境並びに地域の経済社会環境の整備改善等の各種事業を支援する事業

①行事

件名	日時	場所	出席者	議題・内容等
〔記念講演会〕 青連協 設立30周年記念式典 並びに第28回会員研修会 「白河大会」	4. 10. 20 (木)	西郷村 グラブエッジ那須白河	112名	「夢～目標を叶えるために必要なこと」 講師 元陸上競技選手/女子400m日本記録保持者 千葉 麻美氏
〔講演会〕 女連協 第20回会員研修会 「須賀川大会」	4. 10. 26 (水)	石川町 母畑温泉 「八幡屋」	145名	「伝説のランナー 円谷幸吉」 講師 須賀川市立博物館元館長 安藤 清美氏

②単位会への補助金事業の実施

令和4年8月31日(水)実施 *10単位会に総額5,040,100円配賦

③インターネットセミナー (R4.4~5.3)

※上段…アクセス数 ※中段…一般向け ※下段…会員向け

福島	二本松	郡山	南会津	会津若松	会津喜多方	白河	いわき	相双	合計
14,527	4,110	7,343	3,136	6,826	4,977	5,100	5,432	2,264	53,715
165	75	112	72	117	84	81	99	44	849
2,195	645	1,849	445	912	797	842	797	366	8,848

継続事業 3

法人会の充実発展に資する事業

県内各法人会の全法連助成金申請・報告の取りまとめや指導等の実施

共益事業

法人会会員の福利厚生向上及び交流、情報交換等に資することを目的とする事業

会議等

件名	日時	場所	出席者	議題等
厚生委員会 ※第2回組織・厚生 合同委員会	4. 7. 25 (月)	郡山市 郡山ビューホテルアネックス	厚生委員 8名 受託会社 10名 組織委員 6名	(1)副委員長の選任について (2)全法連厚生委員会の報告について (3)令和4年度各福利厚生制度の現況と今後の推進について
厚生委員会 ※第2回組織・厚生 合同委員会	5. 3. 8 (水)	郡山市 郡山ビューホテルアネックス	厚生委員 5名 受託会社 11名 組織委員 7名	(1)全法連厚生委員会の報告について (2)当会福利厚生制度推進状況について (3)令和5年度の推進策について

その他 通常総会懇親会、青連協・女連協各懇親会等実施

福利厚生事業（法人会福利厚生制度推進加入状況）

(1) 令和4年度大型総合保障制度推進状況（大同生命保険・AIG損害保険）

目標：会員加入率20%・役員加入率70%

（令和5年3月末現在）

単位会名	項目	5年3月末現在 会員数(社)	加入法人数 (社)	加入率 (%)	役員企業数〔()内 は、加入不可能企業数〕	加入算出用 企業数(社)	役員加入企業数 (社)	加入率 (%)
福 島		2,697	604	22.4	70(6)	64	47	73.4
二 本 松		714	135	18.9	37(0)	37	24	64.8
郡 山		2,862	500	17.5	69(7)	62	47	75.8
須 賀 川		905	169	18.7	42(8)	34	26	76.4
南 会 津		242	88	36.4	29(1)	28	25	89.2
会津若松		970	192	19.8	44(3)	41	23	56.0
会津喜多方		439	104	23.7	26(1)	25	25	100.0
白 河		784	187	23.9	37(2)	35	28	80.0
い わ き		2,519	408	16.2	62(5)	57	34	59.6
相 双		1,038	337	32.5	53(1)	52	41	78.8
合 計		13,170	2,724	20.7	469(34)	435	320	73.6

『加入不可能企業』… 個人税理士・農協・商工会議所・商工会・医師会・大同生命

◎県連新規加入企業推進実績（令和4年4月～令和5年3月）

単位会名	項目	新規企業		
		目 標(社)	実 績(社)	達成率(%)
福 島		19	13	68.4
二 本 松		4	2	50.0
郡 山		16	23	143.7
須 賀 川		6	7	116.6
南 会 津		3	3	100.0
会津若松		9	6	66.6
会津喜多方		4	9	225.0
白 河		6	6	100.0
い わ き		14	7	50.0
相 双		8	4	50.0
県 連		89	80	89.8

◎県連新契約保障金額推進実績（令和4年4月～令和5年3月）

単位会名	項目	新 契 約		
		目 標(億円)	実 績(億円)	達成率(%)
福 島		45.3	45.88	101.2
二 本 松		9.3	10.82	116.3
郡 山		49.3	28.51	57.8
須 賀 川		18.5	14.94	80.7
南 会 津		9.5	5.83	61.4
会津若松		16.6	14.69	88.5
会津喜多方		9.7	9.48	97.8
白 河		23.1	20.18	87.3
い わ き		27.8	21.50	77.3
相 双		18.9	15.89	84.1
県 連		228.0	187.77	82.3

(2) 令和4年度ビジネスガード推進状況（AIG損害保険）

◎加入実績（令和4年4月～令和5年3月）

項目 単位会名	新規加入法人数			加入法人数		
	目標 (社)	実績 (社)	達成率 (%)	5年3月末現在 会員数(社)	加入法人数 (社)	加入率 (%)
福島	40	23	57.5	2,697	253	9.3
二本松	10	6	60.0	714	74	10.3
郡山	60	63	105.0	2,862	642	22.4
須賀川	25	24	96.0	905	195	21.5
南会津	10	6	60.0	242	31	12.8
会津若松	20	13	65.0	970	66	6.8
会津喜多方	15	6	40.0	439	42	9.5
白河	20	8	40.0	784	140	17.8
いわき	50	22	44.0	2,519	297	11.7
相双	10	9	90.0	1,038	85	8.1
合計	260	180	69.2	13,170	1,825	13.8

◎加入状況（令和5年3月末現在）

契約企業数	1,825 社
加入件数	15,674 件

(3) 令和4年度がん保険・医療保険制度推進状況（アフラック）

[がん保険]

◎加入実績（令和4年4月～令和5年3月）

項目 単位会名	5年3月末現在 会員数(社)	加入会員数 (社)	加入率 (%)
福島	2,697	407	15.09
二本松	714	103	14.43
郡山	2,862	353	12.33
須賀川	905	152	16.80
南会津	242	41	16.94
会津若松	970	154	15.88
会津喜多方	439	52	11.85
白河	784	153	19.52
いわき	2,519	389	15.44
相双	1,037	176	16.96
県連	13,170	1,980	15.03

◎加入状況（令和5年3月末現在 ※昭和58年よりの累計）

加入企業数	1,980 社
加入件数	6,630 件
給付実績額	68億2,756万円

[医療保険]

◎加入実績（令和4年4月～令和5年3月）

項目 単位会名	5年3月末現在 会員数(社)	加入会員数 (社)	加入率 (%)
福島	2,697	149	5.52
二本松	714	41	5.74
郡山	2,862	149	5.21
須賀川	905	56	6.19
南会津	242	12	4.96
会津若松	970	51	5.26
会津喜多方	439	14	3.19
白河	784	19	2.42
いわき	2,519	201	7.98
相双	1,037	67	6.45
県連	13,170	759	5.76

[管理関係]

組 織

1. 会員数 13, 170社（令和5年3月末現在）

単位会名	稼働法人数(社)	会員数(社)
福 島	7,107	2,697
二 本 松	1,372	714
郡 山	8,788	2,862
須 賀 川	2,355	905
南 会 津	465	242
会 津 若 松	3,326	970
会 津 喜 多 方	966	439
白 河	1,740	784
い わ き	7,745	2,519
相 双	3,548	1,037
県 連	37,412	13,170

2. 役員数 34名

◎理事 31名（うち 会長1名 副会長9名）

◎監事 3名

3. 委員会

委員会名	委員長	委員数
総務委員会	齋藤 高紀（福 島）	11名
組織委員会	赤塚 英夫（郡 山）	11名
税制委員会	遠藤 久（会津若松）	10名
広報委員会	小野 利廣（白 河）	11名
厚生委員会	美野 光造（いわき）	11名
研修委員会	只野 裕一（相 双）	10名

4. 上部団体関係役員

[全法連]

理 事	唐 橋 幸市郎（会 長・会津喜多方法人会）
委 員	（総 務） 齋 藤 高 紀（副会長・福島法人会）
〃	（組 織） 赤 塚 英 夫（副会長・郡山法人会）
〃	（税 制） 遠 藤 久（副会長・会津若松法人会）
〃	（広 報） 小 野 利 廣（副会長・白河法人会）
〃	（厚 生） 美 野 光 造（副会長・いわき法人会）
〃	（事業研修） 只 野 裕 一（副会長・相双法人会）

[東北六県連]

理 事	（副 会 長） 唐 橋 幸市郎（会 長・会津喜多方法人会）
〃	齋 藤 高 紀（副会長・福島法人会）
〃	只 野 裕 一（副会長・相双法人会）

5. 福島県法人会連合会青年部会連絡協議会（令和5年3月末現在）

法人会名	設立日	部会長名	法 人 名	部会員数
連絡協議会	H 3. 4. 10	神 谷 健 二	(有)三輪鉄工所	10会
福 島	S62. 7. 6	佐 藤 光 太 郎	(株)フレグ	90名
二 本 松	H 4. 11. 25	佐々木 英 明	(株)あだたら緑匠	32名
郡 山	H 2. 6. 11	桑 原 義 昌	(株)桑原コンクリート工業	57名
須 賀 川	H 4. 1. 22	佐 川 伊 佐 央	佐川生コン(株)	44名
南 会 津	H 5. 1. 22	関 根 健 裕	関根木材工業(株)	26名
会 津 若 松	H 5. 3. 8	矢 沢 拓 哉	特定非営利活動法人清扶会	34名
会 津 喜 多 方	H 4. 8. 26	遠 藤 公 一	(株)洗濯工房えんどう	17名
白 河	H 3. 8. 1	梅 宮 雄 一 郎	ビルド商事(株)	27名
い わ き	H 2. 10. 2	草 野 和 義	(株)山上工業	41名
相 双	S62. 6. 8	朝 田 英 謙	(株)如水	31名

6. 福島県法人会連合会女性部会連絡協議会（令和5年3月末現在）

法人会名	設立日	部会長名	法人名	部会員数
連絡協議会	H10. 6. 4	飛 木 博 子	須賀川電器販売(株)	9会
福 島	H 2. 8.24	塩 崎 京 子	(資)航	37名
二 本 松	H 4.11.25	佐 藤 陽 子	丸や交通(有)	33名
郡 山	H 8.10.18	小 林 裕 子	(有)福豆屋	52名
須 賀 川	H 9. 3.28	飛 木 博 子	須賀川電器販売(株)	75名
南 会 津	H 6.12. 1	湊 田 花 江	(有)ミナト	19名
会 津 若 松	H18. 5.25	小 野 春 恵	(有)小野屋造花店	31名
白 河	H 4. 6.16	和 田 公 子	油善(株)	36名
い わ き	H 9.10.17	西 恵美子	(株)大興	55名
相 双	H 7.11.17	齋 藤 イ ネ	(有)齋藤商店	35名

7. 事 務 局

局 長 土 屋 光 史
 次 長 丹 野 千佳子
 職 員 石 川 真 実

表彰・受賞関係

I. 公益財団法人全国法人会総連合功労者表彰規程による表彰【令和4年6月29日（水）】

1. 県連役員等表彰

(表彰規程第2条第4項第1号)

鈴 木 洋 二 (公社) 須賀川法人会
 芳 賀 沼 栄 一 (公社) 南会津法人会
 宮 森 優 治 (公社) 会津若松法人会

2. 単位会役員表彰

(表彰規程第2条第4項第1号)

大 和 田 知 昭 (公社) 福島法人会
 安 齋 文 彦 (公社) 二本松法人会
 小 川 則 雄 (公社) 郡山法人会
 車 田 信 彦 (公社) 須賀川法人会
 渡 部 雅 孝 (公社) 南会津法人会
 満 田 盛 護 (公社) 会津若松法人会
 小 野 瀬 賢 治 (公社) 会津喜多方法人会
 鈴 木 谷 俊 雄 (公社) 白河法人会
 立 谷 惣 一 (公社) 相双法人会

3. 永年勤続事務局職員表彰

(表彰規程第2条第4項第2号及び3号)

石 田 文 晃 (公社) いわき法人会
 円 通 智 子 //

II. 東北六県法人会連合会表彰規程による表彰【令和4年6月29日（水）】

1. 永年在任役員表彰

(表彰規程第3条第1項)

後 藤 洋 伸 (公社) 福島法人会
 安 部 敏 弘 (公社) 二本松法人会
 高 田 正 人 (公社) 郡山法人会
 箭 内 和 夫 //
 矢 内 定 紀 (公社) 須賀川法人会
 鈴 木 幸 一 (公社) 南会津法人会
 猪 股 裕 一 //
 四 野 家 邦 博 (公社) 会津若松法人会
 小 野 瀬 賢 治 (公社) 会津喜多方法人会
 日 見 守 良 子 (公社) 白河法人会
 高 萩 肇 彦 (公社) いわき法人会
 猪 狩 昭 彦 (公社) 相双法人会

2. 会員増強功労者表彰

(表彰規程第4条)

樋 口 郁 雄 (公社) 福島法人会

Ⅲ. 一般社団法人福島県法人会連合会表彰規程による表彰【令和4年6月29日(水)】

1. 単位会役員として会活動に寄与された功績 (表彰規程第3条)

五十	畑昌之・加納武志	(公社) 福島法人会
多田	田恵造・星野真弘	〃
酒井	藤富也・鈴木木朝裕	(公社) 二本松法人会
佐藤	藤百理夫・伊藤芳光	(公社) 郡山法人会
藤田	田弘幸美・小野塚昇一	〃
山中	口村哲嘉・道靖一人	(公社) 須賀川法人会
目蛭	川黒嘉道・靖弘人	(公社) 南会津法人会
結	城川靖兼・福夫	(公社) 会津喜多方法人会
篠	原福茂・一男	〃
永	田茂男・佐々木貢一弘	(公社) いわき法人会 (公社) 相双法人会

2. 会員増強に尽力された功績 (表彰規程第4条第1号)

樋口郁雄	(公社) 福島法人会
加藤敏彦	(公社) 須賀川法人会
遠藤久	(公社) 会津若松法人会

Ⅳ. 一般社団法人福島県法人会連合会福利厚生制度推進表彰【令和4年6月29日(水)】

経営者大型保障制度推進表彰

《法人会の部》

○新契約保障金額の部

(公社) 須賀川法人会	・	(公社) 白河法人会
(公社) 二本松法人会	・	(公社) 会津若松法人会

○新規企業の部

(公社) 会津若松法人会	・	(公社) 須賀川法人会
(公社) 郡山法人会		

《会員の部》

<銅賞>

瀬戸睦男	(公社) 二本松法人会
佐藤百理夫	〃
小野利廣	(公社) 白河法人会

《受託会社職員の部(大同生命)》

<金賞>

大関喜八郎	(会津営業所)	・	高野恭子	(福島営業所)
佐藤洋子	(郡山第一営業課)	・	小国廣美	(郡山第一営業課)
安住照美	(郡山第一営業課)	・	藤田恵美子	(いわき営業所)

<銀村賞>

村島誠	(福島営業所)	・	荒井寛子	(郡山第一営業課)
-----	---------	---	------	-----------

<銅賞>

荒良範	(相双営業所)	・	矢部美鈴	(郡山第一営業課)
-----	---------	---	------	-----------

2. 受章

納税功績

○国税庁長官表彰

齋藤高紀	(公社) 福島法人会
------	------------

○仙台国税局長表彰

遠藤久造	(公社) 会津若松法人会
美野光造	(公社) いわき法人会

○各税務署長表彰

佐藤真也	(公社) 福島法人会
多田真憲	〃
瀬戸睦男	(公社) 二本松法人会
堀江正喜	(公社) 郡山法人会
佐藤日出一	〃
飛木博子	(公社) 須賀川法人会
猪俣孝之	(公社) 会津若松法人会
鈴木修一郎	(公社) いわき法人会
藤田光夫	(公社) 白河法人会

諸会議関係

(1) 通常総会

件名	日時	場所	出席者	議題等
第9回 通常総会	4. 6.29 (水)	福島市 ケーラクーリアンテサンパレス	10名	第1号議案 令和3年度決算報告承認の件 報告事項 令和3年度事業報告 令和4年度事業計画・予算

(2) 役員会等

件名	日時	場所	出席者	議題等
第1回 理事会	4. 6.15 (水)	書面決議		(1) 令和3年度事業報告について (2) 令和3年度収支決算(案)について (3) 令和4年度事業計画(案)について (4) 令和4収支予算(案)について (5) 第9回通常総会について
第1回 正副会長会議	4. 7.14 (木)	郡山市 郡山ビューホテルアネックス	7名	(1) 当会運営について (2) 全法連会議の報告 (3) 県連と福島法人会の「覚書」について
第2回 正副会長会議	4.11.14 (月)	福島市 ケーラクーリアンテサンパレス	8名	県連と福島法人会の「覚書」について
第2回 理事会	4.11.14 (月)	福島市 ケーラクーリアンテサンパレス	18名 監事2名	(1) 代表理事・業務執行理事の職務執行 状況報告 (2) 全法連等会議報告 (3) 県連と福島法人会の「覚書」について
第3回 理事会	5. 2.10 (金)	書面決議		(1) 単体会への令和5年度補助金(案)について
第4回 理事会	5. 3.17 (金)	福島市 ケーラクーリアンテサンパレス		(1) 全法連・東北六県連表彰該当者承認について (2) 代表理事・業務執行理事の職務執行 状況報告 (3) 全法連等会議報告

(3) 監査会

件名	日時	場所	出席者	議題等
監査会	4. 5.27 (金)	福島市 法人会事務所	3名	(1) 令和3年度業務執行状況・財務状況 監査 (2) 会計帳簿等監査

(4) 委員会

件名	日時	場所	出席者	議題等
第1回 税制委員会	4. 6. 2 (木)	福島市 ケーラクーリアンテサンパレス	7名	(1) 税制改正アンケートについて (2) 令和5年度税制改正要望事項の取りまとめについて
第1回 総務委員会	4. 6.10 (金)	書面決議		(1) 令和3年度事業報告及び決算について (2) 令和4年度事業計画及び予算について
第1回 組織・厚生合同 委員会	4. 7.25 (月)	郡山市 郡山ビューホテルアネックス	組織委員 6名 厚生委員 8名 受託会社 10名	組織委員会 (1) 副委員長の選任について (2) 全法連組織委員会の報告について (3) 令和4年6月末現在の県内組織の現況 について (4) 会員拡大策について 厚生委員会 (1) 副委員長の選任について (2) 全法連厚生委員会の報告について (3) 令和4年度各福利厚生制度の現況と今 後の推進について
第2回 総務委員会	5. 2.27 (金)	福島市 コラッセふくしま 「交流サロン」	8名	(1) 令和5年度業全法連功労者表彰候補者 選定について (2) 令和5年度業東北六県連功労者表彰候 補者選定について (3) 当会表彰規程の改定について

第2回 組織・厚生合同 委員会	5. 3. 8 (水)	郡山市 郡山ビューホテルアネックス	組織委員 7名 厚生委員 5名 受託会社 11名	組織委員会 (1)全法連組織委員会の報告について (2)令和4年12月末現在の県内組織の現況について (3)各単位会の組織関係の取組みについて (4)令和5年度の推進策について 厚生委員会 (1)全法連厚生委員会の報告について (2)当会福利厚生制度推進状況について (3)令和5年度の推進策について
-----------------------	----------------	----------------------	---	--

(5) 事務局会議等

件名	日時	場所	出席者	議題等
令和4年度 事務局会議及び 研修会	4.12. 5 (月)	いわき市 いわき湯本温泉 「吹の湯」	19名	研修会 「単位会におけるSNS活用について」 講師：(株)CIA 山崎拓郎氏

(6) 関係機関会議等

① 全国法人会総連合

件名	日時	場所	出席者
第1回 全国専務理事等会議	4. 4. 8 (金)	リモート出席	土屋事務局長
第42回 理事会	4. 6. 7 (火)	東京 全法連会館	唐橋会長
第1回 広報委員会	4. 7.12 (火)	東京 全法連会館	小野広報委員長
第1回 税制委員会	4. 7.20 (水)	リモート出席	遠藤税制委員長
第1回 総務委員会	4. 7.22 (金)	リモート出席	齋藤総務委員長
第1回 厚生委員会	4. 8. 1 (月)	東京 全法連会館	美野厚生委員長
第1回 組織委員会	4. 8. 5 (金)	リモート出席	赤塚組織委員長
第2回 全国専務理事等会議	4. 8.30 (火)	リモート出席	土屋事務局長
第2回 税制委員会	4. 9. 8 (木)	リモート出席	遠藤税制委員長
第43回 理事会	4. 9.22 (木)	リモート出席	唐橋会長
第3回 全国専務理事等会議	5.12. 9 (金)	リモート出席	土屋事務局長
新春賀詞交歓会	5. 1.20 (金)	東京 帝国ホテル	唐橋会長
第2回 厚生委員会	5. 2.10 (金)	リモート出席	美野厚生委員長
第3回 税制委員会	5. 2.15 (水)	リモート出席	遠藤税制委員長
第2回 広報委員会	5. 2.20 (月)	リモート出席	小野広報委員長
第2回 組織委員会	5. 2.21 (火)	東京 全法連会館	赤塚組織委員長
第2回 総務委員会	5. 2.24 (金)	リモート出席	齋藤総務委員長
第38回 事務局セミナー	5. 3. 3 (金)	ライブ配信	県内事務局職員
第44回 理事会	5. 3.24 (金)	東京 全法連会館	唐橋会長

②東北六県連関係

件名	日時	場所	出席者
仙台局連 組織・厚生合同委員会 令和4年度定時理事会	4. 4. 11 (月)	仙台市 江陽グランドホテル	美野厚生委員長
第1回県連事務局長会議	4. 6. 27 (月)	仙台市 江陽グランドホテル	唐橋会長
第2回県連事務局長会議	4. 7. 28 (木)	仙台市 トラストシティコンファレンス仙台	土屋事務局長
第3回県連事務局長会議	4. 9. 16 (金)	仙台市 大同生命仙台支社	土屋事務局長
令和4年度福利厚生制度推進 拡大会議	4. 10. 21 (金)	仙台市 江陽グランドホテル	柳沼厚生副委員長 他
令和4年度運営協議会	4. 11. 17 (水)	仙台市 江陽グランドホテル	唐橋会長 他
令和4年度事務職員研修会	4. 12. 3 (金)	リモート出席	県内事務局職員
第3回県連事務局長会議	5. 2. 9 (木)	仙台市 アフラック仙台総合支社	土屋事務局長

青年・女性部会連絡協議会関係

◎福島県法人会連合会青年部会連絡協議会

件名	日時	場所	出席者	議題等
第1回 役員会	4. 7. 14 (木)	郡山市 郡山ビューホテルアネックス	31名	(1) 令和3年度事業経過報告並びに収支決算報告について (2) 令和4年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について (3) 令和4年度役員選任について (4) 全法連青年部会定時連絡協議会の報告 (5) 会員研修会「白河大会」について
第2回 役員会	4. 9. 5 (月)	西郷村 グランドエクシブ那須白河	31名 大同生命 1名	(1) 東北地区各県連青年部会代表者懇談会の報告 (2) 会員研修会「白河大会」について (3) 全国青年の集い「沖縄大会」について (4) 経営者大型総合保障制度Jタイプの推進等について
設立30周年 記念式典並び に第28回会 員研修会「白 河大会」	4. 10. 20 (木)	西郷村 グランドエクシブ那須白河	112名	<記念講演会> 「夢～目標を叶えるために必要なこと」 講師 元陸上競技選手 千葉麻美氏 <設立30周年記念式典> <懇親会>
第3回 役員会	5. 3. 7 (月)	郡山市 郡山ビューホテルアネックス	25名 大同生命 1名	(1) 東北地区各県連青年部会代表者懇談会の報告 (2) 会員研修会「白河大会」の報告 (3) 全国青年の集い「沖縄大会」の報告 (4) 次年度会員研修会「相双大会」について (5) 経営者大型総合保障制度Jタイプの推進等について

その他

件名	日時	場所	出席者
第1回全国青年部会連絡協議会 定時連絡協議会	4. 6. 3 (金)	リモート出席	神谷会長
第1回東北地区各県連青年部会 代表者懇談会	4. 7. 21 (木)	秋田市 秋田キャッスルホテル	神谷会長
第2回全国青年部会連絡協議会 定時連絡協議会	4. 11. 24 (木)	沖縄市 沖縄市武道館	神谷会長
第36回 全国青年の集い「沖縄大会」	4. 11. 25 (金)	沖縄市 沖縄アリーナ	神谷会長 外県内参加者 32名

第2回東北地区各県連青年部会 代表者懇談会	5. 2. 17 (金)	仙台市 仙台サンプラザ	神谷会長
第1回仙台局連青年部会長サミ ット宮城大会	5. 2. 17 (金)	仙台市 仙台サンプラザ	神谷会長 外県内参加者 12名
福島県青年部会団体連絡協議会 第13回特別交流会・懇親会	5. 3. 10 (木)	郡山市 郡山ビューホテルアネックス	神谷会長 外県内参加者 4名

◎福島県法人会連合会女性部会連絡協議会

件名	日時	場所	出席者	議題等
第1回 役員会	4. 6. 28 (火)	福島市 クレークーリアンテサンパレス	27名	(1) 令和3年度事業経過報告並びに収支決算報告について (2) 令和4年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について (3) 全法連女性部会定時連絡協議会の報告 (4) 第20回会員研修会「須賀川大会」について
第2回 役員会	4. 9. 13 (水)	石川町 母畑温泉 「八幡屋」	27名	(1) 第20回会員研修会「須賀川大会」について (2) 東北六県代表者懇談会の報告について
第20回 会員研修会 「須賀川大会」	4. 10. 26 (水)	石川町 母畑温泉 「八幡屋」	145名	<記念講演会> 「伝説のランナー 円谷幸吉」 講師 須賀川市立博物館元館長 安藤 清美 氏 <記念式典> <懇親会>
第15回税に 関する絵はが きコンクール 審査会	4. 11. 21 (水)	福島市 クレークーリアンテサンパレス	10名	各単位会代表、福島大学特任教授1名、 福島税務署2名 応募数：県内200校より4,625枚
第3回 役員会	5. 3. 6 (月)	郡山市 郡山ビューホテルアネックス	25名	(1) 第20回会員研修会「須賀川大会」の 報告について (2) 第21回会員研修会「いわき大会」に ついて その他 各単位会状況報告

その他

件名	日時	場所	出席者
第16回 全国女性フォーラム「静岡大会」	4. 4. 14 (木)	静岡市 ツインメッセ静岡	飛木会長 外県内参加者 31名
第1回全国女性部会連絡協議会 定時連絡協議会	4. 6. 6 (月)	東京 全法連会館	飛木会長
第1回東北地区各県連女性部会 代表者懇談会	4. 7. 8 (金)	盛岡市 ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング	飛木会長
第2回東北地区各県連青年部会 代表者懇談会及び「税の絵はが きコンクール」作品審査会	4. 12. 6 (火)	仙台市 メトロポリタン仙台	飛木会長